



離婚時の年金分割制度のお知らせ

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

サラリーマンなどが加入する厚生年金は、給与などの報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。

離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額をお二人で分割できます。

【年金分割の方法】（2種類）

①合意分割

- お二人からの請求により、年金を分割できます。
- 年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続きによって決定されます。

②3号分割

- サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、年金を分割できます。
- 年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。
- ※第3号被保険者……厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方。

離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要がありますので、お早めにお近くの年金事務所までご相談ください。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：宮澤

村県民税（1期）、固定資産税（2期）、介護保険料（1期）の納期は、

6月30日(水)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。

創業73年の信頼と実績

ICTコンビニサービス

告知/見守端末・観光WiFi・各種ネットワーク関連など
ICTの価値あるソリューションをワンストップでご提供



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社 青森営業所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 (AQUA青森スクエアビル2F)

Tel 017-775-2031 Fax 017-774-4720

URL: <http://www.fusodentsu.co.jp> ※